国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則

（平成１６年１２月２０日
制　　定）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第１２条第２項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　学長選考・監察会議は、次に掲げる委員各同数をもって組織し、委員の数は、学長選考・監察会議が適切と認める数とする。

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の学外委員の中から経営協議会において選出された者

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）評議員（学長を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

２　前項の委員は、学長が任命する。

３　委員が学長候補となったときは、委員を辞任しなければならない。この場合、議長は学長に後任補充の要請を行うものとする。

４　学長は前項の要請を受けた場合、直ちに後任の委員を任命するものとする。

（委員の任期等）

第３条　委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、又は教育研究評議会評議員としての任期と同一とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（審議事項等）

第４条　学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長の選考に関する事項

(2) 学長の解任の申出に関する事項

(3) 学長の任期に関する事項

(4) 学長の勤勉手当及び退職手当に係る意見に関する事項

(5) 理事長及び大学総括理事を置くことに関する事項

(6) 学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項

２　学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況の確認を行うものとする。

３　学長選考・監察会議は、監事から国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第１１条の２の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法第１７条第２項又は第３項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し職務の執行の状況について報告を求めることができる。

（議長等）

第５条　学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　議長は、学長選考・監察会議を招集し、これを主宰する。

３　学長選考・監察会議に副議長を置き、議長が指名した者をもって充てる。
４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

（公表）
第６条　国立大学法人東京医科歯科大学は、学長選考・監察会議の議を経て、次に掲げる区分ごとに、各事項をそれぞれ遅滞なく公表するものとする。
⑴ 学長選考・監察会議が、学長に求められる資質・能力を定め、又は変更したとき
当該資質・能力
⑵ 学長選考・監察会議が、学長の選考を行ったとき
当該選考の結果、当該者を選考した理由及び学長選考・監察会議における当該選考の過程

（庶務）
第７条　学長選考・監察会議の庶務は、戦略企画課において処理する。

（雑則）
第８条　この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から適用する。
附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年９月３０日規則第８８号）
この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。
附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）
この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２７年１月２２日規則第９号）
１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学学長選考規則（平成１７年１月２１日制定）は廃止する。
３　第１項にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学学長解任規則（平成１７年１月２１日制定）は平成２７年１月２２日に廃止する。
附　則（平成２９年７月３１日規則第１０８号）
この規則は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則（令和２年６月３日規則第６６号）
この規則は、令和２年６月３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和２年１２月４日規則第１３０号）
この規則は、令和２年１２月４日から施行する。
附　則（令和３年１２月１日規則第１３１号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和５年２月２日規則第１２号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。